

2. 特別会計

特別会計は、特定の収入で特定の事業を実施したり、又特定の目的をもって資金を運用する場合など、一般会計と区分する必要があるものについて、条例により設けられる会計です。

各会計とも、当初予算に補正予算を増減した予算現額及び収入済額・支出済額は、表-2のとおりとなっています。

なお、国民健康保険直営診療所特別会計は10,049千円、農業集落排水特別会計は10,000千円、簡易水道特別会計は22,200千円を平成20年度繰越明許費として含んだ予算となっています。

表-2 平成21年度 特別会計予算執行状況（平成22年3月末現在）

（単位：千円、%）

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険	5,312,243	4,293,407	80.8	4,717,389	88.8
国民健康保険直営診療所	75,826	72,992	96.3	60,858	80.3
介護保険直営診療所	221	226	102.3	1	0.5
老人保健	35,783	33,982	95.0	34,081	95.2
介護保険	5,558,828	4,989,624	89.8	5,055,079	90.9
農業集落排水	289,442	287,914	99.5	222,869	77.0
公共下水道	137,336	135,613	98.7	103,757	75.5
浄化槽施設	43,374	43,410	100.1	36,216	83.5
簡易水道	385,030	378,912	98.4	313,807	81.5
後期高齢者医療	530,271	514,983	97.1	501,831	94.6
合計	12,368,354	10,751,063	86.9	11,045,888	89.3